平成２２年（再ロ）第４号

熊本県水俣市桜ケ丘３番27号
再生債務者　宮本謙一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（再ロ）第３７号

京都府宇治市広野町尖山４番地の946
再生債務者　神田　覚
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日
京都地方裁判所第５民事部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式二二二、五三〇株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十三年七月六日に予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月三十一日
掲載頁　九十八頁（号外第一一四号）
平成二十三年六月十五日
東京都港区白金一丁目三番一二号
（甲）リックホールディングス株式会社
代表取締役　吉田賢太郎
東京都大田区中央二丁目五番一号
（乙）リック株式会社
代表取締役　武井　芳隆

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の白石店、西宮の沢店、手稲前田店、三光店に係る不動産の所有・運用・賃貸・管理事業、丙の三光店に係る不動産の所有・運用・賃貸・管理事業、丁の白石店、西宮の沢店に係る不動産の所有・運用・賃貸・管理事業に関する権利義務を承継し、乙、丙及び丁はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）（丙）（丁）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年二月十八日
掲載頁　六十三頁（号外第三十二号）
平成二十三年六月十五日
札幌市中央区北五条西六丁目二番地二
（甲）株式会社新和リーディング
代表取締役　新井　修
札幌市東区北四二条東一五丁目一番二五号
（乙）株式会社新和
代表取締役　新井　修
札幌市東区北四二条東一五丁目一番二五号
（丙）株式会社新和グローバル
代表取締役　新井　修
札幌市東区北四二条東一五丁目一番二五号
（丁）株式会社新和ナレッジ
代表取締役　新井　修

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月十五日
名古屋市北区清水三丁目三番七号
合資会社亀忠
代表社員　大橋美代子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月十五日
大阪市北区中崎西一丁目八番二四号
メルシー合同会社
代表社員　宮岡　海昇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社和田建設とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月十五日
熊本県上天草市龍ケ岳町高戸三二二六番地
二八　合資会社和田建設
代表社員　和田　征也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年七月二十一日であり、株主総会の決議は、平成二十三年六月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月三日
掲載頁　五十五頁（号外第一一八号）
平成二十三年六月十五日
大阪市西淀川区福町二丁目二五番一四号
株式会社樋口組
代表取締役　樋口　進一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年六月十五日
兵庫県芦屋市陽光町五番一―三〇九号
有限会社東洋フード
取締役　春山　仁洪

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年六月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年七月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年六月十五日
宮城県石巻市三河町三番地
石巻埠頭サイロ株式会社
代表取締役社長　羽田　徹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年六月三十日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年八月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年六月十五日
福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野五五六　東双不動産管理株式会社
代表取締役社長　大久保秀幸

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年七月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年七月十九日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年六月十五日
東京都千代田区麹町三丁目七番地
マグ・イゾベール株式会社
代表取締役
フランソワ・ザビエ　リエナール

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年六月三十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年七月十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年六月十五日
横浜市港北区新横浜二丁目一二番一二号
株式会社日本アクア
代表取締役　中村　文隆

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年六月三十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年六月十五日
横浜市港北区新横浜二丁目一二番一二号
株式会社日本アクア
代表取締役　中村　文隆